

# 基山町農業委員会会議録

令和3年10月1日委員会会長は、委員を基山町役場201会議室に招集し委員会議を開催する。

出席者13名 欠席者1名

番 委 員	委 員 氏 名	出 欠	番 委 員	委 員 氏 名	出 欠
1	平 野 守	出席	8	酒 井 敏 幸	出席
2	寺 崎 和 美	出席	9	村 山 孔 治	出席
3	大 村 和 則	出席	10	天 本 三 雄	出席
4	内 山 哲 夫	出席	11	水 田 久 男	出席
5	木 原 秀 樹	出席	園部	松 野 孝 敏	出席
6	坂 口 謙 二	欠席	宮浦	吉 田 猛	出席
7	大 久 保 利 治	出席	長野・小倉	重 松 謙 司	出席

本会の書記 大石正芳

## 審 議 事 項

第16号議案	農地法第3条の規定による許可申請	2件
第17号議案	農業経営基盤強化促進法の規定による申出	7件
報告第21号	農地法第3条の3第1項の規定による届出受理報告	1件
報告第22号	農地法第18条第6項の規定による通知受理報告	1件
その他(1)	農地の盛土届出受理報告	1件

審議開始 9時00分

審議終了 10時10分

## 令和3年10月農業委員会議事録

会 長 あいさつ

議 長

只今から、令和3年第10回定例農業委員会を開催します。本日の会議録署名人は、7番委員と8番委員にお願いします。

早速、審議に入ります。議案第16号農地法第3条の規定による許可申請があったので許可を求めます。事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第16号 1番朗読

この件につきましては譲受人の経営規模拡大のため、所有権移転を申請するものです。移転後も田として利用されます。

農地法第3条第2項第1号関係については、譲受人の農地保全に係る農機具の所有状況は問題なく、農作業従事者等の状況についても問題ないことから、すべてを効率的に利用し耕作を行う要件を満たすと考えます。

次に、農地法第3条第2項第4号関係については、譲受人が年間を通して農作業に従事しており、要件を満たしております。

また、農地法第3条第2項第5号関係について、今回の申請農地を含め、耕作する農地の合計面積が8,048㎡となり、下限面積である3反要件を満たしております。

最後に、農地法第3条第2項第7号関係については、譲受人の農地は田として利用し、周辺農地の農業上の利用には影響を及ぼさず耕作する予定ですので、農作業の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はありません。

場所は、2区公民館東側付近の圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

2番委員

農業用機械も所持され、問題ないと思われます。

議 長

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら第16号議案1番について許可したいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

第16号議案1番は、全員一致で許可します。

次に、第16号議案2番について許可申請があったので許可を求めます。事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第16号 2番朗読

この件につきましては譲受人の経営規模拡大のため、所有権移転を申請するものです。移転後も畑として利用されます。

農地法第3条第2項第1号関係については、譲受人の農地保全に係る農機具の所有状況は問題なく、農作業従事者等の状況についても問題ないことから、すべてを効率的に利用し耕作を行う要件を満たすと考えます。

次に、農地法第3条第2項第4号関係については、譲受人が年間を通して農作業に従事しており、要件を満たしております。

また、農地法第3条第2項第5号関係について、今回の申請農地を含め、耕作する農地の合計面積が4,430㎡となり、下限面積である3反要件を満たしております。

最後に、農地法第3条第2項第7号関係については、譲受人の農地は田として利用し、周辺農地の農業上の利用には影響を及ぼさず耕作する予定ですので、農作業の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はありません。

場所は、4区才の上集落付近の圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

5番委員

畑で作物を栽培されます。問題ないと思われまます。

議 長

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら第16号議案2番について許可したいと思いますのですが、賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。  
ほかに意見はありませんか。ないようでしたら第16号議案2番について許可したいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いします。

## 全員挙手

### 議 長

第16号議案2番は、全員一致で許可します。

次に、第17号議案農業経営基盤強化促進法の規定による申出があったので計画の決定を求めます。事務局から説明をお願いします。

### 事務局 第17号議案1番朗読

この件につきましては、相手方の要望により使用貸借権を設定するものです。期間は1年です。場所は、第1区公民館付近にある圃場です。

### 議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

## 2番委員

新規就農の方で、作物はそら豆等を栽培されます。問題ないと思われます。

### 議 長

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら第17号議案1番について計画決定したいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いします。

## 全員挙手

### 議 長

第17号議案1番は、全員一致で決定します。

次に、第17号議案2番から7番については再設定ですので朗読は書略します。事務局から説明をお願いします。

### 事務局 第17号議案 2番から7番

2番につきましては、期間満了に伴う再設定により貸借権を設定するものです。期間は3年です。賃借料は1筆当たり水稻60kgです。場所は、1区町営球場南側付近にある圃場です。

3番につきましては、期間満了に伴う再設定により賃貸借権を設定するものです。期間は3年です。賃借料は10a当たり水稻30kgです。場所は、3区向平原集落にある圃場です。

4番につきましては、相手方の高齢化により賃貸借権を設定するものです。期間は3年です。それぞれ賃借料は10a当たり水稻30kgです。場所は、7区南奈良田集落にある圃場です。

5番につきましては、期間満了に伴う再設定により賃貸借権を設定するものです。期間は3年です。賃借料は1筆あたり水稻30kgです。場所は、3区向平原集落付近にある圃場です。

6番につきましては、相手方の高齢化により賃貸借権を設定するものです。期間は3年です。賃借料は10aあたり水稻20kgです。場所は、2区麦尾集落付近にある圃場です。

7番につきましては、相手方の高齢化により使用貸借権を設定するものです。期間は3年です。場所は、4区高嶽集落にある圃場です。

## 議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

### 1 1 番委員

再設定ですので、問題ないと思われます。

### 4 番委員

再設定ですので、問題ないと思われます。

### 9 番委員

再設定ですので、問題ないと思われます。

### 4 番委員

再設定ですので、問題ないと思われます。

### 2 番委員

再設定ですので、問題ないと思われます。

## 5 番委員

再設定ですので、問題ないと思われれます。

## 議 長

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら第17号議案2番から7番について計画決定したいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いします。

## 全員挙手

## 議 長

第17号議案2番から7番について、全員一致で決定します。

次に、報告第21号農地法第3条の3第1項の規定による農地の相続について届出がありましたので受理したことを報告します。事務局から説明をお願いします。

## 事務局 報告第21号朗読

この件につきましては、申請人の相続により農地を取得するものです。

令和3年9月21日付けで受理通知書を交付しております。場所は1区鎌浦集落付近にある圃場です。

## 議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。意見がないようですので報告第21号を終わります。

次に、報告第22号農地法第18条の規定による賃貸借権の合意解約があったので受理したことを報告します。事務局から説明をお願いします。

## 事務局 報告第22号

この件につきましては、貸人の要望による解約です。令和3年9月21日付けで受理通知書を送付しております。

## 議 長

只今事務局から説明がありましたが、意見はありませんか。意見がないようですので、報告第22号を終わります。

次に、その他(1)農地改良に係る盛土について届出があったので受理したことを報告します。事務局より説明をお願いします。

## 事務局 その他(1)朗読

この件につきましては、農地の集約のため4 m程度盛土するものです。隣接する農地の所有者からも承諾を得ています。令和3年9月21日付けで受理通知書を交付しております。場所は、2区小松集落付近にある圃場です。

## 議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

意見がないようですので、その他(1)を終わります。

以上、本日の議題等が終了しましたが、全体を通して何かご意見はございませんか。

これで本日すべての審議が終了しましたので、これをもちまして、本日の農業委員会を閉会します。

令和3年10月1日

署名人

議 長

委 員

委 員